RISING URVAS

特定技能外国人
紹介サービスのご紹介



外国人雇用をご検討中の皆様へ

即戦力の人材を確保できる、特定技能ビザをもつ外国人（特定技能外国人）の採用がオススメです。

特定技能資格とは

国内で十分な人材確保が難しい12分野において、外国人が就労できる資格です。外国人はそれぞれの分野ごとに課せられる技能試験と日本語試験に合格するか、技能実習2号を良好に修了することで資格を得ることができます。就労可能な期間は5年間です。

1 優秀な人材が採用できる

特定技能は全14業種ごとに試験が用意されています。
これらの特定技能評価試験に突破した外国人が在留資格「特定技能」を取得することができるため、優秀な外国人労働者を雇うことが可能です。

2 フルタイムで雇用できる

資格外活動許可で外国人を採用した場合、週28時間以内でしか雇用できませんが、特定技能の場合フルタイムで働いてもらうことが可能です。

3 日本語を用いた一定のコミュニケーションが可能

特定技能を取得した外国人は、一定の日本語能力を持っているため（資格取得に条件があるため）、技能実習生よりも円滑なコミュニケーションが可能です。





登録支援機関とは

外国人受入れ企業は、特定技能１号の外国人材が安定的に活動できるようにするため、職業生活上、日常生活上または社会生活上の支援計画を作成し、その計画に基づいて10項目の支援を実施しなければなりません 。
支援計画の実施が難しい場合、受入れ企業は「登録支援機関」に支援を委託することもできます（登録支援機関とは、受入れ企業との委託契約により支援を実施する機関□こと）。



特定技能とは

2019年４月から新たな在留資格、「特定技能」制度が開始
新たな在留資格「特定技能」は、深刻化する人手不足に対応するために、対策を行っても なお人材の確保が難しい産業分野（１４分野）で、一定の専門性や技能がある即戦力の外国人材を受入 れていくことを目的に、2019年4月に創設されました。
「特定技能」は、「技術・人文知識・国際業務」や「技能」等と同じく、外国人材が就労可能 な在留資格の一つに位置づけられています。
2019年から５年間で最大34万５千人程度の受入れを見込ん でいます。
特定技能１号、２号ともに、同一業務区分内であれば転職することができます。この点 は、原則として転職が認められていない技能実習とは異なりますので注意が必要です。

■特定技能１号
特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向 け
■特定技能２号
特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向け



支援計画１０項目

①事前ガイダンス
・雇用契約締結後，在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に，労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について，対面・テレビ電話等で説明




②出入国する際の送迎
・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行




③住居確保・生活に必要な契約支援
・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助






④生活オリエンテーション
・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー，公共機関の利用方法や連絡先，災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行
・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行，書類作成の補助





⑥日本語学習の機会の提供
・日本語教室等の入学案内，日本語学習教材の情報提供等





⑦相談・苦情への対応
・職場や生活上の相談・苦情等について，外国人が十分に理解することができる言語での対応，内容に応じた必要な助言，指導等



⑧日本人との交流促進
・自治会等の地域住民との交流の場や，地域のお祭りなどの行事の案内や，参加の補助等





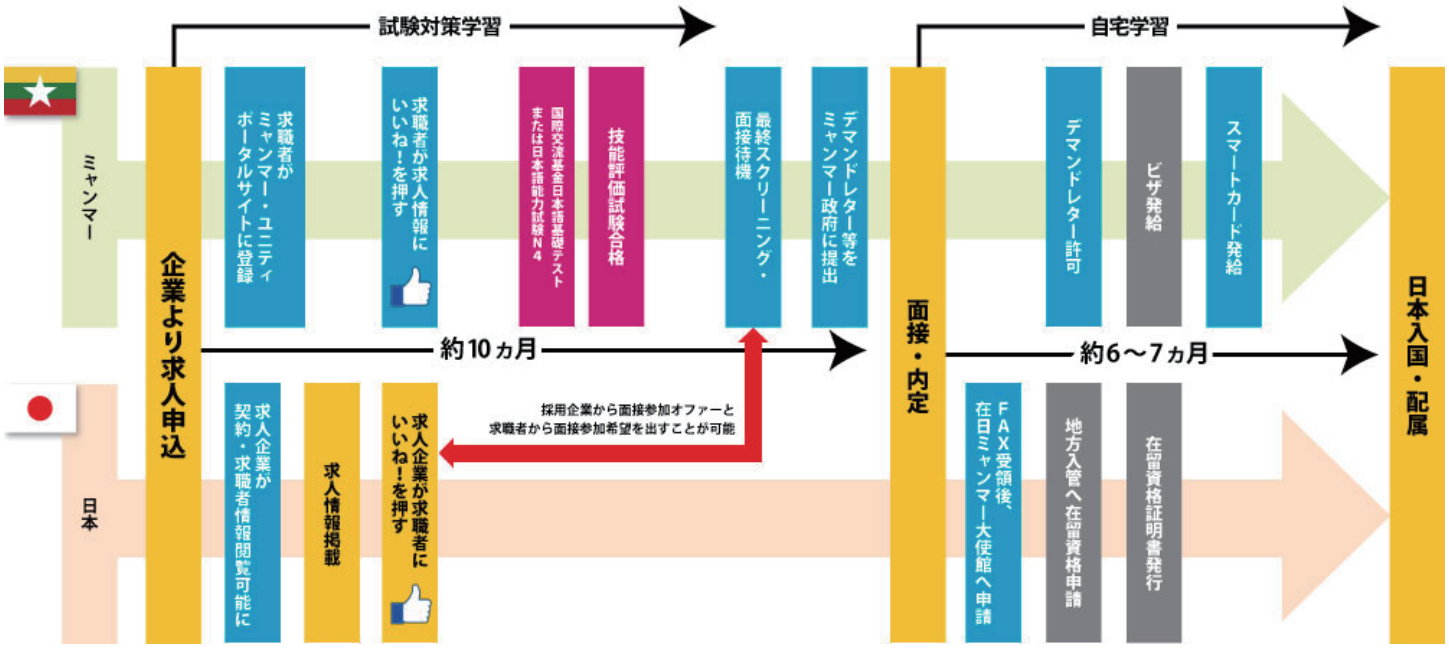
⑨転職支援（人員整理等の場合）
・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや，推薦状の作成等に加え，求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報
・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し，労働基準法違反等があれば通報



特定技能1号入国までの流れ



ご利用の流れ



特定技能外国人受け入れ要件の確認

特定所属機関（受入企業）の条件を満たしているか、ご確認ください
※受け入れ要件はパンフレットの内側をご確認ください。



当社へご相談

人材や雇用時期、期間などに関するご要望を当社へお伝えください。



登録支援機関業務内容の打ち合わせ

当社より特定技能の人材をご紹介します。面談後、問題がないようでしたら、本人と特定技能雇用契約を結んでいただきます。ご契約と同時期に、事前のガイダンスや健康診断なども行います。雇用契約書の作成や本人へのガイダンス・健康診断も当社でサポートしてまいりますのでご安心ください。



当社との登録支援機関事業の委託契約

受け入れ体制と雇用すべき人材が定まりましたら、人材支援の計画・実行を当社にご依頼ください。必要となる外国人支援内容を全てお任せいただくことはもちろん、手の回らない一部の支援を担当させていただくことも可能です。



就労開始

就労前に当社で各種オリエンテーション、住居獲得のサポート、住民票の提出、給与口座の開設などを実施します。さらに、就労後も受入れ状況・支援実施状況・特定技能雇用契約をはじめ各種の届け出書類の作成代行、人材のケアなどを受け入れ企業の皆様に寄り添いながら行ってまいります。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください！

会社概要

会社名	株式会社ライジングアーバス
代　表	池田安司　福岡本社 河西紀和　東京支社 LIN　TUN　WIN　タイ王国現地法人
設　立	2017年8月28日(平成29年)
資本金	888万円
事業所	■本社所在地 〒824-0022 福岡県行橋市稲童3842番地3 TEL:0930-24-8115　FAX：0930-55-2885 E-mail：urvaselght@outlook.jp ■東京支社 〒208-0003東京都武蔵村山市中央2丁目13番2 TEL:042-843-8672　FAX：042-843-8674 E-mail：risingurvas@gm.tp1.jp ■武蔵野支社 〒180-0011東京都武蔵野市八幡町1-3-10 アーバン八幡1階 TEL:0422388165　FAX：0422388533
許可番号	国土交通大臣　許可 (般-1) 第27506号 登録支援機関　19登-002995 有料職業紹介事業　40-ユ-301069
事業内容	リフォーム/太陽光工事/鳶工事・土工工事・グラウト工事 日本語学校(ミャンマーSOHKUNIN) 現地法人ライジングアーバス(タイ王国)

RISING URVAS

株式会社 ライジングアーバス